

松江市告示第 407 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称 一般社団法人島根県サッカー協会

所在地 島根県松江市黒田町 4 5 4 番地 9

2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入

中海スポーツパーク使用料

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和 7 年 11 月 28 日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和 7 年 11 月 28 日